（衛生管理者の選任）

第七条　（略）

２　第三条の規定は、衛生管理者について準用する。

３　事業者は、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、都道府県労働局長の免許を受けた者その他第十条各号に定める資格を有する者であることにつき証明することができる電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　第二条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる事項

二　衛生管理者の氏名、生年月日及び選任年月日

三　衛生管理者が衛生工学に関するものを管理する者であるか否かの別

四　衛生管理者の担当する職務の内容（複数の衛生管理者を選任した場合にあつては当該衛生管理者ごとに担当する職務の内容）

五　専属であるか否かの別及び他の事業場に勤務している場合はその事業場の名称

六　専任であるか否かの別及び他の業務を兼務している場合はその業務の内容

七　坑内労働又は労働基準法施行規則第十八条各号に掲げる業務に常時従事する労働者の数

八　坑内労働又は労働基準法施行規則第十八条第一号、第三号から第五号まで若しくは第九号に掲げる業務に常時従事する労働者の数

九　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日

十　初めて衛生管理者を選任した場合はその旨

（産業医の選任等）

第十三条　（略）

２　事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。

一　第二条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる事項

二　前項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者の数

三　産業医の氏名、生年月日及び選任年月日

四　産業医が第十四条第二項各号又は労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第三十五号）附則第二条各号のいずれに該当するかの別及び医籍の登録番号

五　産業医の専門科名

六　専属であるか否かの別及び他の事業場に勤務している場合はその事業場の名称

七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日

八　初めて産業医を選任した場合はその旨

３・４　（略）

（衛生管理者の選任）

第七条　（略）

２　第二条第二項及び第三条の規定は、衛生管理者について準用する。（新設）

（産業医の選任等）

第十三条　（略）

２　第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

３・４　（略）